

# ウメソー通信

平成 29 年 10 月号



## 今月のトピックス

### すぐにできる防犯対策、空き巣に狙われにくい家の作り方

住まいの防犯対策は万全ですか？「我が家は盗られる物が無いから大丈夫、という油断は侵入被害につながるの、防犯意識を高く持ってほしい」とアドバイスしてくれたのは、安全生活アドバイザーの佐伯幸子さんです。

「空き巣被害にあうと、物や金銭的な損失だけでなく『怖くて眠れない』『家にいたくない』といった心理的ダメージも大きくなります。防犯対策は徹底するほど安心と安全につながります。」(佐伯さん)

まずは誰でも簡単にできる、玄関ドアの施錠を心掛けることから始めましょう。

「2、3分の外出だからと玄関の鍵をかけなかったり、うっかり鍵を閉め忘れてしまったりという危機管理の低さは、空き巣に入ってくださいと言っているようなもの。侵入手口のうち、最も多いのが「無施錠」によるものです。住まいは自分や家族の命と財産を守ってくれる場所。鍵は24時間かけるようにして、ドアを開けるときだけ、開錠する習慣をつけましょう。」(佐伯さん)

また、玄関ドアに鍵が2つあるのに1つしか施錠しないという方も多くいるそうです。空き巣は手間と時間がかかると侵入をあきらめます。きちんと2つ施錠することは侵入されないための有効な手段です。

次に、窓の施錠を忘れないことも重要な防犯対策なのだそうです。

「1階ではないからと安心し、外出時や就寝時に窓を開け放しておくのは危険です。身軽な空き巣なら排水管や塀をよじ登り、2階や3階のベランダから侵入してきます。また、高層階のマンションも屋上から降りてくる場合もあります。そのため、建物の何階に住んでいても窓は開け放さないことが鉄則です。さらに窓ガラスに防犯フィルムを貼ったり、窓用の補助錠を取り付けたりしてガードしましょう。」(佐伯さん)

また、周囲の家が明かりをつけているのに明かりがついていない家や、夜になっても洗濯物が干されたままの家は不在であることを知らせてしまうそうです。

「帰宅が遅くなる場合は外干しを避け、玄関灯、常夜灯、キッチンの照明などをつけて在宅を装いましょう。セキュリティ用品の大半は、侵入者の嫌う、音や光を発するものです。人が通ると光を発する人感センサーや、強引に入ろうとすると警報音が鳴る侵入防止アラームを付けることを検討してください。今は数千円台のお手頃な価格の市販品も数多くあります。」(佐伯さん)

防犯対策にお金をかけたくないという場合は、一階の窓やベランダの窓の下に、空き缶や空き瓶を適度な間隔で並べて置いておくのが効果的です。缶や瓶が倒れると音が鳴るので侵入防止につながります。

「人の出入り口は侵入口になる」と考えて具体的な対策をすることが、空き巣を寄せ付けない住まい作りの大切な条件だといえるでしょう。



以上

※掲載内容の無断転載を禁じます

### 監修 佐伯幸子 安全生活アドバイザー

「頭を使って身を守る方法知的護身術」を提唱。子どもや女性の安全対策を中心に、暮らしの中のあらゆる場面での危険を指摘、排除する方法を分かりやすく解説。危機管理のスペシャリストとして、講演やテレビ出演を精力的に行っている。

著書は『まさか私が!?女性を守るセキュリティ・マニュアル』(潮出版社)ほか多数。

All About 防犯サイト <https://allabout.co.jp/gm/gt/71/>



株式会社 ウメソー

〒733-0002 広島県広島市西区楠木町3丁目16-4-2

TEL:082-238-2332 FAX:082-230-2442

# 安全運転のポイント

違法駐車は円滑な道路交通を阻害するだけでなく、飛び出しなどの交通事故の要因にもなります。違法駐車をしないうためには、駐停車に関するルールを正しく理解しておく必要があります。そこで今回は、駐停車の禁止場所や駐停車の方法などをまとめてみました。



## 違法駐車をもたらす悪影響

違法駐車は、次のような悪影響をもたらします。

- ・交通の円滑な流れを阻害して渋滞の原因となる。
- ・死角を増やし路上の見通しを悪くさせ、道路を横断する歩行者の発見を遅らせる原因となる。
- ・身長の子どもの見通しを悪くさせ、飛び出しを招く原因となる。
- ・救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げとなる。



## 駐車や停車が禁止されている場所

違法駐車を防止するためには、駐車や停車が禁止されている場所を正しく理解しておく必要があります。

### 駐停車が禁止されている場所

- ・駐停車禁止の標識、標示のある場所
- ・軌道敷内
- ・坂の頂上付近やこう配の急な坂
- ・トンネル
- ・交差点とその端から5m以内
- ・道路のまがり角から5m以内
- ・横断歩道、自転車横断帯とその端から前後5m以内
- ・踏切とその端から前後10m以内
- ・安全地帯の左側とその前後10m以内
- ・バス、路面電車の停留所の標示板（柱）から10m以内（運行時間中に限る。）

### 駐車が禁止されている場所

- ・駐車禁止の標識、標示のある場所
- ・駐車場や車庫などの自動車専用の出入口から3m以内
- ・道路工事の区域の端から5m以内
- ・消防用機械器具の置き場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5m以内
- ・消火栓、指定消防水利の標識、消防用防火水そうの取り入れ口から5m以内
- ・火災報知器から1m以内



## 無余地駐車の禁止

駐車が禁止されていない道路でも、駐車できない場合があります。それが「無余地駐車の禁止」です。

駐車する場合は、その車の右側に3.5メートル以上の余地が必要であり（図1）、その余地がとれない場所での駐車はできません。

また、標識によって駐車余地が指定されている場合には（図2）、その余地がとれない場所での駐車はできません。

ただし、荷物の積卸しで、運転者が車を離れない、もしくは離れてもすぐに運転できる状態にある場合、傷病者の救護のためやむを得ない場合には駐車することができます。



## 駐車・停車の方法

駐車や停車の方法については、次のようにルールが定められています。

- ・人の乗降や荷物の積卸しのために停車するとき、できるだけ道路の左側端に沿うとともに、他の交通の妨害にならないようにします。
- ・歩道や路側帯のない道路に駐車するとき、道路の左側端に沿うとともに、他の交通の妨害にならないようにします。
- ・歩道のある道路で駐停車するとき、車道の左側端に沿います。
- ・路側帯のある道路で駐停車するとき、路側帯の幅が0.75メートル以下の場合、車道の左端に沿います。路側帯の幅が0.75メートルを超える場合は路側帯に入って駐車できますが、左側に0.75メートル以上の余地をあける必要があります（図3）。ただし、その場合でも、白の実線2本の標示（歩行者用路側帯）や白の実線と破線の標示（駐停車禁止路側帯）のある場所では路側帯に入ることはできません（図4）。

### 高速道路での駐停車

高速道路では駐停車が禁止されていますが、危険防止のためや故障などのやむを得ない事情のある場合は、駐停車できます。十分な幅員のある路側帯（路肩）に入り、左端に沿って駐停車し、後方に停止表示器材を置きます。なお、駐停車したときに車内に残っていたり、車道に出るのは大変危険ですから、ガードレールの外側など安全な場所に待避しましょう。

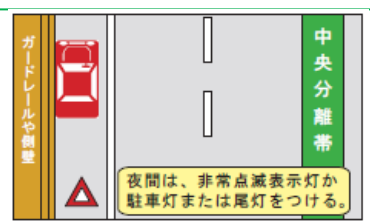


図1

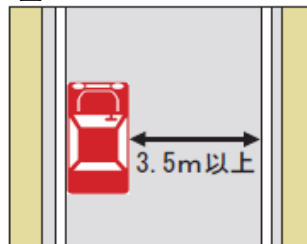


図2



図3

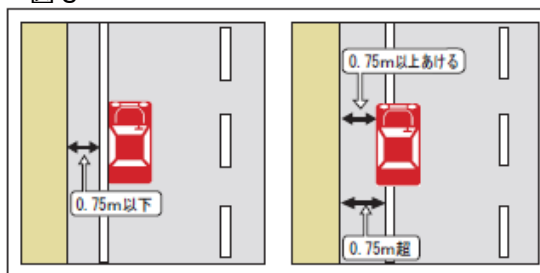


図4

